

品、旅費(俘虜ノ派遣及復歸ニ要スル旅費ヲ含ム) 其ノ他ノ給與ハ派遣俘虜使用者之ヲ擔當シ概テ俘虜收容所ニ進ジタル給與ヲ爲スベシ但シ將校タル

派遣俘虜及敵國軍衛生人員ノ俸給並ニ俘虜著裝被服使用ニ堪ヘザルニ至リタルトキ之ニ貸與スベキ被服ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ外派遣俘虜使用者ハ派遣俘虜ノ勞務ニ要スル被服ヲ整備スベシ

第十條 派遣俘虜使用者ハ俘虜給與規則第十三條ニ定ムル金額(三十五錢以內ノ増給額ヲ含ム)ヲ基準トスル賃金ヲ俘虜收容所長ニ納付ベシ

第十五條第一項

派遣俘虜使用者本令又ハ第二條ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル計畫ニ違反シタルトキハ俘虜收容所管理長官ハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十六條 派遣俘虜使用者ハ本令ニ規定ナキ事項ヲ行フコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ依リ俘虜收容所管理長官ト派遣俘虜使用者間ニ授受スベキ書類ハ俘虜收容所長ヲ經由スベシ

第十八條 前諸條ノ規定ハ官廳ハ俘虜ヲ派遣スル場合ニ之ヲ準用ス

俘虜勞役規則廢止ノ件

(昭和十八年五月二十日 陸運第三十九號)

俘虜勞役規則ハ之ヲ廢止ス

派遣俘虜取扱規則中改正ノ件

(昭和十八年五月二十日 陸運第四十一號)

第一條中「俘虜勞役規則」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ行フ

俘虜勞務規則第一條 第十九條及第二十條ノ規定ハ之ヲ派遣俘虜ニ適用ス

第二條 削除

第六條第四號中「ヲ經テ俘虜收容所管理長官」ヲ削リ同條第五號中「其ノ他ノ日用品等」ノ下ニ「派遣俘虜使用者ノ設置シタル酒保以外ヨリ」ヲ加フ

第八條 俘虜收容所管理長官ハ隨時派遣俘虜ノ交替ヲ命ズルコトヲ得

昭和十八年度國民動員實施計畫の閣議決定

議決定

昭和十八年度の國民動員實施計畫については昭和十八年五月三日閣議決定を見 同日企畫院總裁談の形式を以て左の如く發表せられた。

昭和十八年度國民動員實施計畫に就て (昭和十八年五月三日 企畫院總裁談)

昭和十八年度國民動員に就ては、大東亞戰爭の現段階に於て之に對應すべき生産増強が生産諸要素中特に國民勞務の量及質の確保並に其の生産性の昂揚に俟つ處至大なるに鑑み、政府は曩に生産増強勤勞緊急對策要綱を決定すると共に昭和十八年度物資動員計畫其の他各種總動員計畫に照應し、昭和十八年度國民動員實

施計畫の設定を急ぎつつあつたのであるが、本日閣議に於て之が決定を見るに至つた次第である。

本計畫は戰時生産の増強に必要な要員を充足すると共に勤勞總力の最高度發揮を圖るを目的として編成したのであるが、計畫の對象たる業務及要員の範圍等に付ては概ね前年度と大差なきにも拘らず、之が要員は國民動員實施計畫設定以來當つてなき危大なる數に上り、之が迅速且適確なる充足は實に異常の努力を必要とするのみならず、之が成否は戰力の増強に至大なる影響あるを思ひ、特に本計畫に於ては左記方針の下に強力且徹底的なる措置を講ずることとしたのである。

一、軍需の充足、五大重點物資其の他緊要物資の生産並に輸送の増強に重點を置き之が要員の確保を圖ること。

二、勞務給源の擴充並に之が適時的確なる配置を期する爲、書記的又は輕易なる業務等女子を以て代替するを適當とするものに付男子の就業を禁止又は制限し、不急と認めらるる學校等に所謂各種學校等を整理し、國民徵用實施の強化を圖り、國民勤勞報國隊を整備擴充する等強力なる動員を行ふこと。

三、産業整備は國民動員上の必要を考慮し迅速且強力に遂行すると共に休廢止企業の従事者に付ては其の生活保障鍊成等に特別の考慮を拂ひ、其の技能及經驗を活用し得る如く國家に於て計畫的に重點企業への轉換を圖ること。

四、農業勞務に付ては戰時食糧生産の重要性に鑑み鑛工業勞務との調整を考慮し之が確保を圖ること。

五、事務職員及公務要員は極力之が必要を抑制し原則として減耗補充の限度に止め概ね女子を以て之に充

つること。

六、女子に付ては其の特性と民族力強化の必要を勘案し、強力且積極的なる動員を行ふこととし、高等女學校及之に準ずる學校卒業者に付ては卒業後一定期間勸業に依り適當なる職場に就業せしむる如く指導すること

七、南方地域に於ける要員は概ね指導者及特殊技能者とし其の必要なる限度に止むることとし、外地滿支に對しては其の必要なる要員の供出を圖ること。

八、勞務の充足、勤勞力の高度發揮の阻害原因を除く爲勤勞者用物資を確保し收容施設の整備及通勤輸送の確保を圖ること。

要するに本年度國民動員實施計畫は戰爭の現段階に處する戦力増強の國家要請に應ずる要員充足を主眼として設定したのであつて、政府としては鑿に決定せる生産増強勤勞緊急對策及本計畫設定の方針に基き益、國民の勤勞精神の發揮を基調として速かに各般の法制的並に行政的措置を講ずる所存であるが、國民各位に於ても戦力増強の鍵は窮極に於て「人」に在り國民勤勞の全能發揮に在ることの自覺に徹し、挺身奉公の決意を以て戰爭完勝に邁進せられたいのである。特に工場事業場に於ては勤勞管理の刷新と勞務者の資質向上を圖り生産能率に増進に一段の創意と工夫を凝して戦時生産の飛躍的増強に努められんことを切望する次第である。

昭和十八年度生活必需物資動員計畫の閣議決定

昭和十八年五月十一日の閣議は昭和十八年度の國家

資金計畫とともに、生活必需物資動員計畫を決定し、國家計畫策定の重要な一環をなす國民生活の確保に萬全の方策を樹立するに到つたが、右内容に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度生活必需物資動員計畫

畫について（昭和十八年五月十一日 企畫院 總裁談）

昭和十八年度生活必需物資動員計畫は茲にその設定を了し本日閣議において決定を見た。本年度計畫は大東亞戰爭完遂のため益、強靱なる國民生活の基礎を確保する方針で策定したのであるが、前年度計畫の實施經過並に本年度の情勢に鑑み今次計畫において特に考慮を加へた主な點は次の通りである。

- 一、主要食料品、主要家庭燃料品及び纖維製品はその性質並に需給の趨向に鑑みそれ／＼これが需給につき力めて計畫の綜合化を圖つたこと。
- 二、生活必需物資の中工場製品は力めて製品の需給計畫を作成せること。
- 三、生活必需物資の需給の特質に鑑みこれが計畫は力めて集荷配給の統制的把本に重點を置き以て需給的確を期せること。

等である。以上本年度生活必需物資動員計畫は昨年度に比し一層これが確を期したのであるが、本計畫實施に當つて政府は綜合的なる主要食糧の現行配給基準量はあくまで之を確保せんとする所存である。従つて東亞全域を通ずる本年度米事情に鑑み精麥、諸類、乾麵、大豆或は玉蜀黍等の各種の食糧を綜合して主要食糧とし、その結果之等米以外の配給量を相當増加することと致したのである。この事は主要食糧の自給力強

化と直接戦力の増強上必然的現象であつて、政府はこの現象に對處して事態の伸展に伴ふ各般の事情を考察し、適時の適策に違算なきを期するものである。本計畫の遂行に當つては特に左の諸點に留意するものである。

- 一、主要食糧については日滿支を通ずる食糧事情を注視しつゝ相互交流の圓滑適正を圖ること。
 - 二、生活必需物資の生産の計畫化を強化し、品質及び規格の適正を期すると共に不要不急品の生産は之を壓縮すること。
 - 三、米穀その他主要食糧の供出計畫は鋭意これが完遂を期すること。なほ主要食糧綜合需給計畫は輸送、資材、勞力及び配給等につき、これが實施上特段の考慮を拂ひ以てその圓滑なる遂行を期すること。
 - 四、生活必需物資の集荷及び配給の統制機構はこれが整正を圖りその機能の適正を期すること。
 - 五、生活必需物資の供給を確保するため資材勞力および原材料の確保を圖ると共にこれに對應しその緊要度に應じ産業の整備に努むること。
 - 六、生活必需物資の集荷および配給と輸送計畫との關聯を周密ならしむること。
 - 七、生活必需物資の民需配當に當つては國民生活の刷新、厚生および生産増強に資する如く措置すること。
 - 八、國民衣生活の簡素化を圖ること。
- 等である。國民戦時生活の確保は戰爭完遂の根基をなすものであり政府はあらゆる努力を致す所存であるが、本計畫の圓滑なる遂行は一に懸つて國民各位の戦争の勝利を唯一の指標とする決戦生活そのものの中に